

# 9 エスカレ - タ -

## 【基本的な考え方】

エスカレ - タ - は、高齢者、障害者等にとっての垂直移動の手段としては有効な設備ですが、転倒時などには大きな事故となる危険性もあり、安全に利用するための配慮が必要です。

また、上り用と下り用をそれぞれ設置することも重要です。

### 構造等基準

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」 エスカレ - タ - (特殊な構造等の昇降機) の構造 表示	<p>へ 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造であること。</p> <p>(2) エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p> <p>(3) 当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	利用円滑化経路をエスカレ - タ - で構成した場合、1以上のエスカレ - タ - について整備する必要があります。

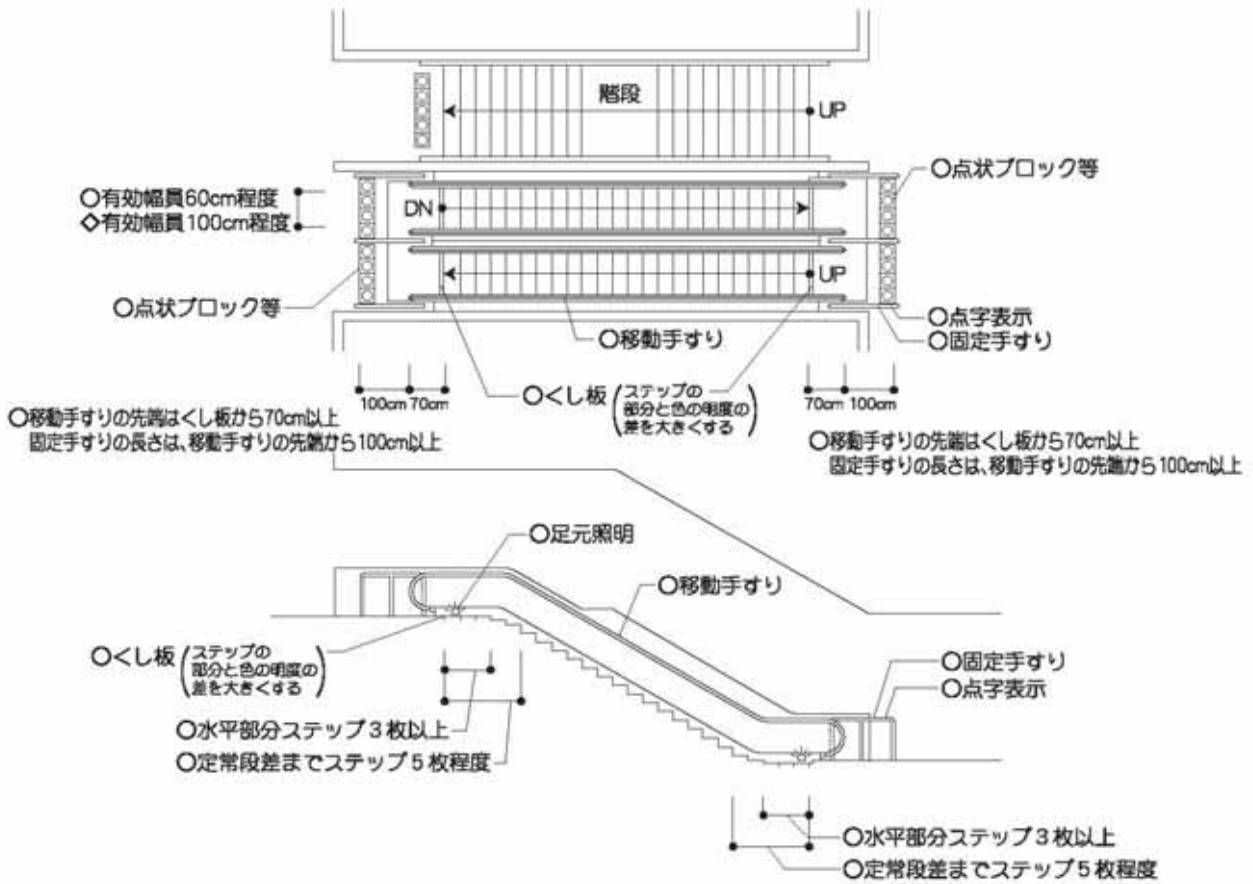
### 設計標準

項目	整備水準	解説
昇降機の設置 設置位置 有効幅員 ステップ くし板 固定手すり 移動手すり 足元照明 点状ブロック等	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する1以上の昇降機(エスカレ - タ - )を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。</li> <li>エスカレ - タ - は、主要な経路に隣接した位置に設置します。</li> <li>エスカレ - タ - の有効幅員は、60cm以上とします。</li> <li>ステップの水平部分は、3枚以上とします。</li> <li>定常段差に達するまでのステップは、5枚程度とします。</li> <li>くし板は、できるだけ薄くし、かつ、ステップの部分と区別がつくように色の明度差を大きくします。</li> <li>移動手すりとは連動させて、固定手すりを設けます。</li> <li>固定手すりには、点字等による案内表示を取り付けます。</li> <li>乗降口の移動手すりの長さは、くし板から70cm以上とします。</li> <li>乗降口は足元照明を設置し、安全性を高めます。</li> <li>乗降口の床には、点状ブロック等を敷設します。</li> </ul>	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>S600型(1人用)の大きさです。</p> <p>移動手すりの先端からの長さを100cm以上とします。</p>

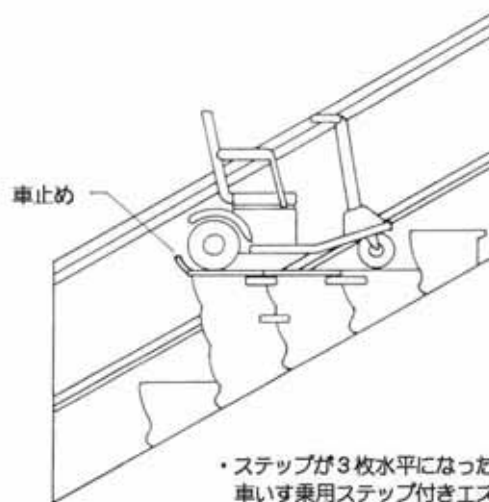
## 望ましい配慮

項目	整備水準	解説
有効幅員  車いす使用者 対応  安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エスカレ - タ - の有効幅員は100cm以上とします。</li> <li>・ 車いす使用者の上下移動は、原則的にはエレベ - タ - によることとします。やむを得ずエスカレ - タ - によることとする場合は、係員呼出装置、適切な案内表示を設けます。</li> <li>・ ベルトへの巻き込まれや乗り上げ、ベルトからの転落等、乳幼児の安全対策に十分配慮します。</li> </ul>	S1000型（2人用）の大きさです。

## エスカレーターの整備例



## 車いす用エスカレーター



- ・ステップが3枚水平になったまま、車いすを運べる  
車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。
- ・乗降時にはスピードが遅くなること。